

令和3年8月

契約者各位

あかぎ信用組合
ぐんま共済協同組合

「定期積金ラブ」のご加入者様へ新型コロナウイルス感染症に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様におかれましては、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、標題の件につきまして「定期積金ラブ」の新型コロナウイルス感染症に係わる入院ならびに死亡共済金の取扱いは、下記のとおりとなりますのでご案内いたします。

敬具

記

入院共済金について

- ①新型コロナウイルス感染症は、検査の結果「陽性」と判定され、医師の指示で入院された場合は、入院共済金のお支払対象となります。
- ②医療機関の事情等により、ご自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設（ホテル等の滞在型施設）で療養を受けられた場合、病院・診療所・自治体・保健所等が証明する書類をご提出いただくことで、入院共済金のお支払対象としてお取扱いいたします。

※ご契約内容によっては、所定の入院日数が必要となる場合がございます。

死亡共済金について

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合も、死亡共済金（疾病）のお支払対象となります。

以上

お問い合わせ先

ぐんま共済協同組合

【お問合せ窓口】 0120-54-6625

【受付時間】 9:00～17:00（月～金）（祝日を除きます。）